

選挙運動用ポスターの公費負担限度額

候補者がポスター作成業者に支払う金額のうち、作成単価（下表の単価限度額を超えるときは当該限度額）に、当該選挙区のポスター掲示場数の2倍の範囲内であることについて県選挙管理委員会から確認を受けた枚数を乗じた金額。

選挙区	単価限度額 a	限度枚数 b	限度額 a × b
1 区	508円	2,492枚	1,265,936円
2 区	438円	2,922枚	1,279,836円
3 区	279円	4,796枚	1,338,084円
4 区	407円	3,162枚	1,286,934円
5 区	268円	5,022枚	1,345,896円

$$a = \frac{316,250 \text{ 円} + 293,440 \text{ 円} + 30 \text{ 円} 73 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$$

（円未満の端数は切り上げ）

$$b = \text{選挙区内のポスター掲示場数} \times 2$$